

## 特別養護老人ホーム グリーンピア瀬戸内 運営規程

### (目的)

第1条 特別養護老人ホーム グリーンピア瀬戸内は、介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 利用者が可能な限り、居宅において生活への復帰を念頭に置いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護・相談及び援助・社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話・機能訓練・健康管理及び療養上の世話を行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、介護福祉施設サービスを提供するものとする。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視し、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設・保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。

### (事業所の名称)

第3条 この事業を行う名称は、次のとおりとする。

特別養護老人ホーム グリーンピア瀬戸内（以下「施設」という。）と称する。

### (施設の設置)

第4条 施設の所在地は、次のとおりとする。

岡山県倉敷市玉島陶856-1に事務所を設置する。

### (実施主体)

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会とする。

### (職員の職種・員数及び職務内容)

第6条 本施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 管理者 施設長 1名

管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 医師 1名（非常勤）

医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

三 生活相談員 2名以上（常勤職員 2名以上）

生活相談員は、施設利用の申込みの調整・生活相談を行う。

四 介護職員 40名以上（看護職員を合わせて、常勤換算方法で 40名以上）

介護職員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況を把握し、適切な介護を行う。

五 看護職員 3名以上（常勤職員 1名以上、常勤換算方法で 3名以上）

看護職員は、利用者の健康状態を把握し必要な処置を行う。

六 機能訓練指導員 1名（常勤看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

七 管理栄養士 1名以上（常勤職員 1名以上）

管理栄養士は、利用者の栄養管理をし、健康の維持増進を行う。

八 介護支援専門員 1名以上（常勤職員 1名以上）

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

（利用定員及び居室数）

第7条 施設の利用定員及び居室数は、次のとおりとする。

- |        |          |
|--------|----------|
| 一 利用定員 | 99名      |
| 二 居室数  | 4人部屋 4室  |
|        | 2人部屋 33室 |
|        | 1人部屋 17室 |

（介護福祉施設サービスの内容）

第8条 介護福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話をを行う。
- 二 機能訓練により、心身の機能の改善、維持に努める。
- 三 健康管理及び療養上の世話をを行う。

（利用料、その他の費用の額）

第9条 介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 居住費（料金表は、別紙のとおり）
  - 二 食費（料金表は、別紙のとおり）
  - 三 理美容代 2,000円
  - 四 日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められる額
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者が留意すべき事項は、次のとおりとする。

一（外出及び外泊）

利用者が外出又は外泊しようとするときは、その都度外出、外泊先、用件、施設への帰着予定などを施設長へ届け出なければならない。

二（面会）

利用者が外来者と面会しようとする時は、その旨を施設長に届けて予め指定された場所で面会するものとする。

三（健康保持）

利用者は努めて健康に留意し、施設で行う健康診断は特別の理由がないかぎり拒否してはならない。

四（衛生保持）

利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。

#### 五（身上変更の届出）

利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

#### 六（施設内禁止事項）

1. 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
2. 指定された場所以外で、喫煙等を行うこと。
3. 施設の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
4. その他この規程で定められていること。

#### 七（損害の弁償）

利用者が故意又は重大な過失により施設に損害を与えたときは、その能力に応じて弁償させることができる。

#### （身体拘束等）

第11条 施設は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、ご家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。

#### （緊急時における対応方法）

第12条 施設職員は、介護福祉施設サービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者・家族に報告しなければならない。

#### （非常災害対策）

第13条 施設に防火管理者を置き、非常災害、その他非常事態に備え、とるべき措置について予め対策（消防計画等）をたてるとともに、年2回以上避難訓練を実施し、利用者及び職員に対して防災教育を行うものとする。

#### （秘密保持）

第14条 施設職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 施設職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため施設職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、施設職員との雇用契約にて行うものとする。

#### （苦情・ハラスメント）

第15条 施設は、提供した介護福祉施設サービス等に関する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、提供した介護福祉施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 施設は、介護福祉施設サービスに対する国民健康保険団体連合会への苦情の申立てに関し

て、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

- 4 施設は、介護福祉施設サービス等に対する利用者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した介護福祉施設サービスに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための指針を整備するとともに、委員会(3か月に一回)を実施し、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施 (年2回以上)
- 三 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- 四 その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者または、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画)

第17条 業務継続計画(BCP)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が介護福祉サービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第18条 感染症の予防及びまん延に努め、感染予防に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を作成し掲示を行う。また、研修や訓練を実施し感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備するものとする。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
  - 二 継続研修 年 1回
- 2 施設は、感染症対策体制、介護事故発生の防止、褥瘡防止対策について必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成15年 4月 1日 一部改正

平成15年 7月 1日 一部改正

平成16年 4月 1日 一部改正

平成17年10月 1日 一部改正  
平成18年 4月 1日 一部改正  
平成20年 6月30日 一部改正  
平成30年11月 1日 一部改正  
令和 6年 4月 1日 一部改正  
令和 7年 3月12日 一部訂正